

複数教科・学校種の免許状取得に関する参照条文

●教育職員免許法別表第4

第1欄		第2欄	第3欄
所要資格		有することを必要とする第1欄に掲げる教員の1以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数
中学校 教諭	専修免許状	専修免許状	5 2
	1種免許状	専修免許状又は1種免許状	2 8
	2種免許状	専修免許状、1種免許状又は2種免許状	1 3
高等学校 教諭	専修免許状	専修免許状	4 8
	1種免許状	専修免許状又は1種免許状	2 4
備考			
一 学力の検定は、第3欄によるものとする。			
二 専修免許状に係る第3欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。			
三 中学校教諭の1種免許状に係る第3欄に定める単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の2種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。			
四 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は1種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科についての1種免許状又は2種免許状を有するときは、専修免許状又は1種免許状の項第3欄に定める単位数からそれぞれ1種免許状又は2種免許状の項第3欄に定める単位数を差し引くものとする。			
五 第16条の4第1項の1種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部科学省令で定める事項に係る教科についての1種免許状の授与を受けようとする場合については、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を1以上の教科についての1種免許状とみなして、この表の高等学校教諭の1種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第3欄に定める単位数から文部科学省令で定める単位数を差し引くものとする。			

●教育職員免許法施行規則

第15条 免許法別表第4に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数			
	教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関する 科目	大学が独自に設定する 科目	
中学校 教諭	専修免許状	2 0	8	2 4
	1種免許状	2 0	8	
	2種免許状	1 0	3	

高等学校 教諭	専修免許状	20	4	24
	1種免許状	20	4	
備考 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第4条第1項の表備考第1号から第4号まで又は第5条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例にならうものとする。 二 各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。 三 中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第2条の表備考第14号に定める修得方法の例にならうものとする。				

2 次の表の第1欄に掲げる事項についての免許法第16条の4第1項の免許状を有する者が免許法別表第4の規定により次の表の第2欄に掲げる教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の1種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に関する科目については4単位を、各教科の指導法に関する科目については1単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第3欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第1号の規定を適用する。

第1欄	第2欄	第3欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数
		第5条第1項の表に規定するもの
柔道又は剣道	保健体育	体育実技 2 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動法法学を含む。） 2
情報技術、建築、インテリア又はデザイン	工業	工業の関係科目 4
情報処理又は計算実務	商業	商業の関係科目 4

●教育職員免許法別表第8

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の2種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数		第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	3		6
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭 普通免許状	3		1 3
	中学校教諭 普通免許状	3		1 2
中学校教諭 2種免許状	小稚園教諭 普通免許状	3		1 4
	高等学校教諭 普通免許状	3		9
高等学校教諭 1種免許状	中学校教諭 普通免許状 （2種免許状を除く。）	3		1 2
備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。				

●教育職員免許法施行規則

第18条の2 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数							
		教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独自に設定する科目	
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

幼稚園教諭 2 種免許状	小学校教諭 普通免許状		6				
小学校教諭 2 種免許状	幼稚園教諭 普通免許状			10	1	2	
	中学校教諭 普通免許状			10		2	
中学校教諭 2 種免許状	小学校教諭 普通免許状	10		2		2	
	高等学校教諭 普通免許状			2	1	2	4
高等学校教諭 1 種免許状	中学校教諭 普通免許状 (2 種免許状を除く。)			2		2	8

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、第 4 条第 1 項の表備考第 1 号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 二 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の 2 種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち 5 以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ 2 単位以上を、中学校教諭の 2 種免許状又は高等学校教諭の 1 種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 三 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第 2 条第 1 項の表備考第 1 4 号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の 2 種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について 1 単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ 1 単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ 1 単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち 3 以上の科目についてそれぞれ 1 単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について 1 単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ 1 単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（2 種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の 1 種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第 5 条第 1 項の表備考第 1 号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち 1 以上の科目について 1 単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち 1 以上の科目について 1 単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ 1 単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ 2 単位以上を、課程の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ 1 単位以上を修得するものとする。
- 四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の 2 種免許状又は高等学校教諭の 1 種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第 8 の第 3 欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、3 単位にその在職年数を乗じて得た単位数

(免許法別表第8の第4欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。)を修得したものとみなして、この表を適用する。

受けようとする免許状の種類	学校
幼稚園教諭2種免許状	イ 幼稚園 ロ 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園
小学校教諭2種免許状	イ 小学校 ロ 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校 ニ 特別支援学校の小学部
中学校教諭2種免許状	イ 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 ロ 中学校 ハ 義務教育学校 ニ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校 ホ 中等教育学校 ヘ 特別支援学校の中学部
高等学校教諭1種免許状	イ 学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ロ 高等学校 ハ 中等教育学校 ニ 特別支援学校の高等部

(第18条の2の表備考第4号の単位の修得方法)

第18条の4 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者が、第18条の2の表備考第4号の規定により免許法別表第8の第4欄に定める単位数の半数(小数点以下は切り上げる。)の修得をもって足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数						
		教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独自に設定する科目
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状		3					
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状			5	1		1	

	中学校教諭普通免許状			5		1	
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	5		1		1	
	高等学校教諭普通免許状			1	1	1	2
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)			1		1	4
備考 この表各項の単位の修得方法は、第18条の2に定める修得方法の例にならうものとする。							